ネパール初回報告に関する総括所見（ＪＤ仮訳）

CRPD/C/NPL/CO/1　（先行未編集版）

2018年３月１日

国連・障害者権利委員会

I. はじめに

1.　委員会は、2018年2月19,20日に開催された第367および第368回会合（CRPD / C / SR.367およびCRPD / C / SR.368）でネパール初回報告（CRPD / C / NPL / 1）について審議し、 2018年3月1日に開催された第382回会合（CRPD / C / SR.382）で本総括所見を採択した。

2.　委員会は、締約国が委員会の報告ガイドラインに従って作成したネパール初回報告書を歓迎し、委員会がリストアップした課題に対する締約国の回答書作成（CRPD / NPL / Q / 1 / Add.1 ）を評価する。

3.　委員会は、締約国の関連する政府省庁の代表者を含むハイレベルな代表団による建設的対話を高く評価する。委員会は各委員が提起した質問に対する代表団の率直な回答を評価する。

II. 　　　肯定的な側面

4.　委員会は、2006年11月21日に包括的和平協定（「CPA」）に署名することで10年にわたる武力紛争を終結させたネパールの人々を評価する。委員会は、2015年に発効した新しい憲法が人民運動の成果を反映するだけでなく、障害者権利条約の実施にも影響を及ぼすことに注目する。

5.　委員会は、障害者権利条約の批准前に、ネパールが1982年の障害者保護および福祉法（以下「DPW法」という）、そして1994年の同法細則（DPW Regulation 1982 DPW Act and DPW Regulation 1994）のように障害のある人々の権利の保護および実施促進のための多くの権利擁護に特化した法律を制定したことに注目する。委員会は、現在締約国が障害者権利条約を完全に遵守するための国内法改正プロセスにあることを評価する。特に、委員会は、条約の権利を実施するための重要な戦略として、2017年の障害者権利法の制定と第13次計画（2013-2016年）の採択を評価する。

6. 　委員会は、締約国が報告書の作成過程において、女性、児童および社会福祉省（以下「MOWCSW」）が率いる機関の相互部門代表をまとめ、さらに首相官邸を含む様々な政府省庁に代表されるステークホルダー達との協議を継続する努力をされていることを評価する。

III. 主な懸念事項と推奨事項

**A 一般原則と義務（第1-4条）**

7. 委員会は、締約国が世界保健機関（WHO）が定める生来の個人的または医学的限界条件を焦点とする障害の定義を遵守する傾向があり、環境要因との相互作用を見落とすことを懸念する。 障害者権利条約は障害が発展する概念であることを認めているが、締約国は「永久障害」の概念に捉えられているようである。 委員会は、締約国が依然として障害の分類を使用しており、難聴者のようなこれらの分類に属さない障害者のグループを除外することを懸念している。 委員会は、農村地域や先住民族の障害のある人々による障害者身分証明書（障害者手帳）の取得が困難であることも懸念している。

**8. 委員会は、締約国が障害のある人々の人間としての尊厳を強調し、障害のない人々と平等な社会への完全かつ効果的な参加を妨げる様々な障壁との相互作用により生じる状態を強調する、障害の人権モデルを採択することを勧告する。 この点に関し、締約国は障害の分類が人権に基づくものであることを保障し、特定の障害のあるグループを排除してはならない。締約国は、農村地域や先住民族の障害のある人々が障害者身分証明書（障害者手帳）を取得することを保証するために、障壁を除去するための適切な措置を講じる必要がある。**

**B 特定の権利 (第5条から30条)**

**平等及び差別されないこと (第5条)**

9. 委員会は、ネパール憲法が障害のある人々の差別を禁止しているにもかかわらず、カースト、民族性、特に知的及びあるいはまたは心理社会的障害のある女性および少女、自閉症者、先住民族、ダリット（カースト制の低級位）、マデシ（ネパール南部の人々）、イスラム教徒社会のコミュニティー、のような他の理由で、障害のある人々が依然として複合的、集合的差別に直面していることを懸念する。

**10. 　委員会は締約国が自閉症者、少数民族、ダリット、マデシおよびイスラム教徒社会のコミュニティーを含む恵まれない人々を対象とした複合的、集合的差別を防止するために、既存の差別解消法、政策およびプログラムを実施することを勧告する。 委員会はまた、締約国が、差別の犠牲者が救済や相応の補償を求められるように、利用可能かつ効果的な仕組みを確立することを勧告する。**

**障害のある女子 (第6条)**

11.　委員会は、社会的、経済的、雇用および公的生活の他の分野、ならびにネパールにおける障害のある女性の政治状況に関する情報が全般的に不足していることを懸念する。特に、意思決定プロセスにおいて障害のある女性を全般的に排除することについて懸念する。

委員会は、報告されているように性的暴力の発生率が高く、障害のある女性と少女の集団性的暴行のケースを含む女性や少女への虐待が懸念されており、報告されていないケースも懸念する。

**12.　委員会は、締約国がとりわけ彼らの家族 生活、教育、保健サービス、雇用に注意を払いながら、政治的および公的生活への参加を確かなものにするとともに、法改革および政策変更を実施するための基礎とし、これらの視点に基づいて障害のある女性および少女を代表する組織と協議を行うことを勧告する。 委員会は、締約国が女性と少女に影響を及ぼすあらゆる形態の差別を排除するための政策、法律、制度改革に重点を置いた暫定 3 カ年計画（TYIP）（2010-2013）に規定されているように差別的慣行を撲滅することを勧告する。 委員会は、締約国が障害のある女性および少女に対する性的暴力を含むあらゆる形態の暴力の発見、防止および撲滅するための利用可能な監視および報告の仕組みを提供するために法律制定を強化実施することを勧告する。**

**障害のある子供 (第7条)**

13.　委員会は、子供の保護を目的とした子供のための10カ年国家行動計画や第13次計画(2013-2016年)のような政策と実際の施行との間に明確なつながりがないことを懸念している。委員会は、特に障害のある子供達およびその家族を支援するための具体的な措置がないこと、さらに特に農村地域、少数民族および先住民族の子供たちに対するインクルーシブ教育の不備について懸念している。 委員会はまた、放棄され、結果として搾取および虐待にさらされている障害のある子供達に関する報告にも関心を持っている。

**14.　委員会は、締約国が、障害のある子供たちの小学校入学の拡大やインクルーシブ幼児教育や障害のある若者たちのための職業訓練教育の実施といった全体的な改善を確実に進めるために障害児の代表組織および関連する少数民族や先住民グループとの協議を含めること、そして障害のある子供たちへの暴力、虐待、搾取、放棄に対する予防措置を講ずることを勧告する。 そうすることで、締約国は、田舎や山岳地帯、特に知的障害や心理社会的障害のある子供や先住民族の子供たち、障害のある子供のグループに特に注意を払うべきである。**

**意識の向上 (第8条)**

15.　委員会は、日常用語に表れている否定的態度や、障害のある人々、とりわけ少数民族、ダリット、マデシおよびイスラム教徒コミュニティーの知的及びあるいはまたは心理社会的障害のある女性や少女の権利に関する理解の欠如を懸念する。委員会はまた、一般人および一般の専門家はもちろん、障害者およびその家族でさえも障害者の権利に関する問題が知らされていないほど、意識向上措置が不十分であると認識している。

**16.　委員会は、人権の自主的な保有者としての障害者の積極的なイメージを育成するために、障害者の代表組織と協力して、メディア、公務員、裁判官、弁護士、警察、社会福祉士、一般市民の敏感化を含め、障害者の権利と状況に関する一般市民の意識向上と教育プログラムを開発し実施することを勧告する。その際、締約国は、このような意識向上活動を、障害者権利条約の横断的性質を認識して行うべきである（とりわけ障害者権利条約第2条、第3条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条、および第21条）。また障害の多様性に関する一般市民の意識を強化するための重要な戦略として障害の人権モデルを採択しなければならない。**

**利用の容易さ(アクセシビリティ、第9条)**

17.　委員会は、アクセシビリティに関する締約国の措置が、国家政策および障害者行動計画（2006年）に示されているように、都市部の障害のある人々に限定され、遠隔地の険しい山間地帯や地方に住む全ての障害のある人々の集団を除外していることを懸念する。

**18.　委員会は、締約国が委員会のアクセシビリティに関する一般的意見第２号（2014）に従うことを勧告する。**

**(a)農村部や遠隔地の険しい山間地帯に住む人々を含め、障害のある人々のすべての集団を含めるようにアクセシビリティに関する方針の拡大**

**(b)地方に住む人々を含む障害のある人々すべてに低コストのソフトウェアと支援機器を提供することを含めて情報通信技術に対して障害のある人々による利用の機会を提供する施策を公的調達を含めた対策の強化**

**(c) 国家政策と障害行動計画（2006年）、情報権利法（2007年）、新しい包括的なアクセシビリティガイドライン（2013年）、すなわち正式に施行されている 第13次計画（2013-2016）と現在の第14次実施計画を保証するためのアクセシビリティのモニタリングと施行の仕組みの強化**

**危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）**

19.　委員会は、2015年の地震で特別に大きな影響を受けた特定の弱者集団（女性、ハンセン病、子どもおよび先住民）を対象とする障害のある人々に対する特定の防護措置および支援の不足を懸念する。

**20.　委員会は、締約国が利用可能なコミュニケーション戦略（例：ホットライン、テキストメッセージによるアラーム機器、手話や点字の一般マニュアルなど）と、災害と危機の状況に応じた総合的緊急戦略及び手順を定めた仙台防災枠組2015-2030に則った効果的な仕組みの採用を勧告する。**

**委員会はまた、締約国が、障害のある人々の代表組織と協議し、すべての公共サービスに対して障害のある人々の安全な避難のための個別及び地方の計画策定を求めることを勧告する。**

**この点に関し、締約国は、障害のある人々全員を効果的に保護するためには、災害後の復興と再生の取り組みが人権に基づくアプローチに従うことを確保する必要がある。**

**法律の前に等しく認められる権利 (第12条)**

21.　委員会は、障害者権利条約第12条及び一般的意見第１号（2014年）の完全準拠の下で、代理による意思決定を、障害のある人々の自立と意志と好みを尊重する支援つき意思決定（Supported Decision-Making）に置き換えるための法的規定の変更がないことを懸念する。

委員会は特に、締約国が支援つき意思決定の実施努力にも関わらず、代理による意思決定を依然として使用していることを懸念する。委員会はさらに、知的障害または心理社会的障害のある人が時折政府、司法、施設または民間企業から追放され、彼らの法の前では平等という認識が無視され障害者権利条約第12条の規定に反しているという報告を懸念する。

**22.　委員会は、障害のある人々全ての完全な法的能力をその機能障害に関わらず他者と平等という基礎の下に認識するよう国の法律を改正すること、及び法の前での平等という認識に則った委員会の一般的意見第１号（2014年）に沿った意思決定支援メカニズムを導入するよう勧告する。さらに委員会は、障害のある人々及び彼らの代表組織と協議・協力の上、公務員、裁判官、ソーシャルワーカーを含む国家、地方および地域レベルの全ての関係者に、障害者の法的能力の認識と意思決定支援の基本のトレーニングを提供することを勧告する。**

**司法手続の利用の機会 (第13条)**

23.　委員会は、障害のある人々の司法の利用の機会を確保するための締約国の努力に注目するが、障害のある人々のために司法の利用の機会を保証する必要がある状況において、障害の種類や年齢に応じた適切な配慮を確保するための十分な法規定の欠如について懸念が残る。また、手話や点字やわかりやすい情報(Easy Read)の不十分な使用、及び司法、法律、法執行の専門家のための適切な啓発訓練の欠如、という報告にも懸念する。

**24.　委員会は、締約国が、法廷及び警察署において物理的アクセス、利用可能な法律上のサービス及び正規の手話と触手話通訳者を確保するよう適切な措置を取ることを勧告する。 そして、それらの措置には、障害のある人々が彼らの障害（手話や点字が必要な場合）を理由に差別されたり、法律の専門家、警察、刑務所職員の適切な訓練の不足が理由で差別されたりしないための措置を含む。**

**身体の自由及び安全 (第14条)**

25.　委員会は、知的及びあるいはまたは心理社会的障害のある人々が、家の中に監禁されたり鎖につながれたりしていると言われていること、あるいは強制的に精神科治療施設に入所させられたりしていること、そして精神科治療施設で身体検査や医療、薬物治療が時折障害のある人々の自由な同意なしに行われていること、さらに精神科治療施設での知的障害者の鎖による拘束、拷問、過剰投与の報告があることを懸念する。

**26.　委員会は、実際に存在する機能障害又は存在すると見なされた機能障害を理由にした、障害のある人々の自由の剥奪を阻止するために必要なすべての法的およびその他の適切な措置を講じることを勧告する。また、締約国が委員会で採択された第14回会合（2015年8月17日〜9月4日）の障害のある人々の自由と安全の権利に関する委員会のガイドライン（障害者権利委員会報告書 補足番号55（A / 72/55）、附属書参照）に則って、障害のある人々の検査または治療を、自由かつインフォームドコンセント の後に行うことを勧告する。**

**この点に関し、委員会は、締約国が、家庭における鎖による拘束と屋内監禁、精神科治療施設における強制入院および治療の事例を調査し、告発しおよび罰することを勧告する。**

**搾取、暴力及び虐待からの自由 (第16条)**

27.委員会は、障害のある人々への暴力、虐待および搾取の事例訴追に関する分類されたデータ（特に、障害のある子供や女性の性的搾取と虐待に関するデータ）を収集するための監視メカニズムがないことを懸念する。

**28.　委員会は、締約国が家庭内外の搾取、暴力および虐待から障害のある人々を保護するため、適切な措置をとることを勧告する。**

**自立した生活及び地域社会への包容 (第19条)**

29.　委員会は、障害のある人々が特に地域社会の中で自立して住むために自身の人生に関する全ての決定や人生の選択と管理ができるような適切な手段が提供されていないことを懸念する。委員会はさらに、締約国が障害のある人々を強制的施設収容から保護するためのいかなる政策措置をも採択していないことを懸念する。

**30.　自立した生活の権利に関する一般的意見第５号（2017）に則り、委員会は締約国が障害特有のコミュニティサービスへの利用の機会を確保した自立生活スキームを実現できるような戦略を採択することを勧告する。委員会はまた、締約国が、家族と暮らしているまたは家族に依存している障害のある人々が地域社会の中で自立して生きるための適切な支援を受けられるようにすることを勧告する。**

**個人の移動を容易にすること (パーソナルモビリティ（第20条）**

31.　委員会は、政府機関、病院、学校、大学、銀行、道路、公共施設、公共交通機関などの公共インフラの大部分が障害者にとって利用が容易ではないことを懸念する。 委員会は、道路が松葉杖や車いすの使用者に対応されていないことも懸念する。 委員会はさらに、住宅、学校、医療施設が、車椅子やその他の装置を使用できない山間部や丘陵部に位置する場合には、状況がさらに悪化すると懸念している。

**32.　委員会は、締約国が、障害のある人々の社会への参加やインクルージョン全般を促進し、また特に教育や生計活動を促進するために、彼らの移動可能性を確保するための適切な措置をとることを求める。その措置には、個人の移動を制限しないために必要な、質が良くて入手可能な移動補助装置と支援装置、技術及びサービスへのアクセスが含まれる。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会 (第21条)**

33.　委員会は、手話研究や手話通訳者訓練のための施設がなく、手話通訳の資格認定と承認のための国家制度がないことを懸念する。

**34.　委員会は、締約国が手話研究と手話通訳者訓練の施設を設立することと、ろう者の代表組織とともにそれらの資格認定を確実に行うための適切な措置を講じることを勧告する。**

**教育 (第24条)**

35.　委員会は、締約国が特殊で分離（隔離）された学校を維持していることを懸念する。 委員会は特に以下の事項を懸念する：

(a)　行政と教育のためのスタッフのための、インクルーシブ教育に関する十分な支援と訓練の欠如

(b)　メインストリーム学校における障害のある学生のアクセシビリティと合理的配慮の欠如

(c)　都市部と農村部におけるインクルーシブ教育を促進するための総合的戦略の欠如

**36.　委員会は、締約国がインクルーシブ教育のための権利に関する委員会の一般的意見第４号（2016）及び持続可能な開発目標(SDGs) 4、特に目標4.5と4（a）に則ってインクルーシブ教育への取り組みを以下の通り拡大することを勧告する。：**

**(a) 達成すべき指標と方向性に基づいたインクルーシブ教育モデルにおける教師の必須訓練の政策を採択すること。また、インクルーシブ教育の保障のために、訓練された教師、点字と手話や同様な代替手段やコミュニケーション方法、わかりやすい情報(Easy Read)やその他の補助機器と媒体、のサポートを提供すること**

**(b)全国の成人教育を含むすべての教育レベルで、障害のある全ての人々のインクルーシブ教育への利用の機会を確保すること。そしてこの教育モデルが、ほとんどの遠隔地域を網羅し、ジェンダーの視点を取り入れ、民族的及び文化的に適切であることを保証すること**

**健康、ハビリテーション、及びリハビリテーション (第25，26条)**

37.　委員会は、障害のある人々の総合的な健康・リハビリテーションサービスへの利用の機会が特に地方や遠隔地域で制限されていることを懸念する。

**38.　委員会は、締約国が、障害のある人々のための保健サービス、特に性および生殖医療サービス、母子保健センター、心理社会的サービスを確保するための措置を発展させ、地方と遠隔地域を含む総合的なコミュニティベースのリハビリサービスの提供を強化することを勧告する**

**労働及び雇用 (第27条)**

39.　委員会は、政府官庁における障害のある人々の雇用枠の有効性に関する情報の不足、そしてこれらのポストが障害のある人々、特に先住民族のバックグランドの人々を含めて知的障害及び心理社会的障害を持つ人々によって満たされているかに関する情報の不足を懸念する。

**40.　委員会は、締約国が、障害のある人々のために設けられている公務員職の5％割当枠を満たすために、データを収集して基準を作成するための適切な措置を講じるよう勧告する。この措置には、これらの仕事の質に関して、また、先住民族出身者を含む知的障害及び心理社会的障害を持つ人々が、失業したままの人々と比べてどの程度この割当枠から恩恵を受けているかに関して、総合的評価を実施することが含まれる。**

**相当な生活水準及び社会的な保障 (第28条)**

41.　委員会は、障害のある人々のための適切な生活水準を確保し障害者生活における追加費用を満たすための国家政策および障害行動計2006（NPPAD）および貧困緩和基金（PAF）のような幾つかの政策措置の実際の有効性を懸念する。委員会はまた、地域社会のリハビリテーション（「CBR」）プログラムが貧困な障害者数の削減に効果的であったかどうかについても懸念する。

**42.　委員会は、締約国が、地域内の障害者が地域社会に根ざしたリハビリサービスと、社会的および地域的インクルージョンを目的とした適切な社会的保護プログラムを利用できるように必要な措置をとることを勧告する。委員会は、締約国が、政府の社会的保護によって恩恵を得た障害のある人々の数と割合のデータの更新を次の定期報告書で提供するよう要請する。またそのデータは性別、年齢、人種、特に知的及びまたは心理社会的障害、聴覚障害または視覚障害、および複合障害について障害別に分類されていることを求める。**

**文化的な生活、レクリェーション、余暇及びスポーツへの参加 (第30条)**

43.　委員会は、障害者が関心を持つスポーツに参加させるための障害者スポーツを発展させるために採択された2010年国家スポーツ政策が、第30条に基づく障害者の権利、特に視覚、言語、聴覚の機能障害を持つ人の権利を確保する上でどの程度有効であったか懸念する。委員会はまた、締約国がマラケシュ条約に署名したが、まだそれを批准していないことに注目している。

**44.　委員会は、締約国が、障害のある人々が文化、レクリェーション、レジャーおよびスポーツのプログラムに参加できるよう、適切な方策と措置を取ることを勧告する。委員会はまた締約国ができるだけ早くマラケシュ条約を批准し、実施するためのあらゆる適切な措置を取るよう勧告する。**

**C. 特定の義務 (第31-33条)**

**統計とデータ収集 (第31条)**

45.　委員会は、2011年に中央統計局を通して実施された最新の国勢調査が、障害に関する分類データを収集せず、それ故締約国における障害の状況を十分に反映していないことを懸念する。

**46.　委員会は、締約国が障害者権利条約第31条と持続可能な開発目標(SDGs) 17の目標17.18 の連結に注意を払って、質が高くタイムリーで信頼できる、所得、性別、年齢、人種、民族性、移住状態、障害、居住地および国内の状況に関連したその他の特性に分類されたデータの利用可能性を大幅に高め、またそのデータを解析して障害をもつ人々に合わせたサービスを提供することを、勧告する。 この点に関し、委員会は、締約国が障害に関するデータを包括的に把握するために、ワシントングループの質問集 (Washington Group Set of Questions)を今後の国勢調査で利用することを勧告する。**

**国際協力 (第32条)**

47.　委員会は、締約国が国際機関と協力して障害者権利条約を実施する能力を向上させる際の、障害のある人々の参加が弱いことを懸念する。 委員会は、障害のある人々やその代表団体に新しい技術やすぐれた実践がどの程度速やかに届いているか、さらに、持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するために、障害のある人々が協議やパートナーシップにどの程度参加したか、について懸念する。

**48.　委員会は、締約国が、国際援助機関の協力で締約国が実施した国際的なプロジェクトを、条約の原則を完全に遵守するためにレビューするよう勧告する。また障害のある人々を含めたインクルーシブな発展プロジェクトの設計、実施、監視において、そして持続可能な開発目標 (SDGs) の達成において、障害者およびその代表組織の有意義かつエンパワーされたインクルージョンを確実にすること、を勧告する。**

**国内における実施及び監視（第33条）**

49.　委員会は、第33条（3）に従った障害者権利条約の実施に関する監視プロセスへの障害のある人々の組織の参加を促進するために、資金の不足と効果的かつ普遍的なインクルージョンの欠如があることを懸念する。

**50.　委員会は、第33条（3）に従い、及び独立した監視の枠組みと障害者権利委員会（CRPD / C / 1 / Rev.1、別添）の活動へのその参加に関するガイドラインを考慮して、締約国全体にわたる障害者権利条約の実施を監視するために、締約国が、確立された監視の枠組みと障害のある人々の組織の両方への適切な資金を提供することを勧告する。**

Ⅳ　総括所見の追跡調査と普及

**51.　委員会は、第20項に含まれる勧告を実施するための様々な措置について書面による情報を、12カ月以内に条約第35条2項に従って提供するよう締約国に要請する。**

**52.　委員会は、現在の総括所見に含まれる委員会勧告を実施するよう締約国に要請する。 委員会は、締約国が政府と議会のメンバー、関連する省庁、司法機関、法執行官、関連する専門家グループ（教育、医療、法律専門家など）の関係者、そして地方自治体、民間セクター、メディアに対し、現代の社会コミュニケーション戦略を使って、検討と行動のためにこの総括所見を伝達することを勧告する。**

**53.　委員会は、締約国に、障害のある人々の非政府組織および代表団体、ならびに障害のある人自身およびその家族のメンバーに、利用可能な形式でこの総括所見を広めるよう要請する。**

**54.　委員会は、第2〜第4定期報告書の作成において、市民団体、特に障害のある人々の組織を関与させることを締約国に強く推奨する。**

**技術的協力**

**55.　委員会は、障害者権利条約や現在の総括所見の実施に関する助言と支援を得る目的で、条約関連機関相互支援グループ（IASG）の加盟組織からの技術協力を活用するよう勧告する。**

**次期報告**

**56.　委員会は、締約国に対し、2024年6月7日までに第2〜第4の定期報告書を提出することと、現在の総括所見の実施に関する情報をその中に含めることを要請する。 委員会は、締約国に、上記の報告書／複合報告書を、委員会の簡素化された報告手続きの下で提出することを検討するよう推奨する。この手続きでは、締約日の少なくとも1年前に委員会が事前質問事項（list of issues）を作成し、それに対する締約国の回答がその報告書を構成するものとする。**

**（翻訳：全難聴国際部（瀬谷和彦、宮本忠司、南由美子、小林敬）、佐藤久夫）**